

令和8年度

警備および防災計画

目次

大阪市立東淀中学校災害救助隊

1. 防火管理
2. 編成及び業務の分掌
3. 災害救助実施計画
 - (1) 火災の場合の処置
 - (2) 地震の場合の処置
 - (3) ガス漏れの場合の処置
 - (4) 風水害の場合の処置
4. 教職員緊急連絡網
5. 災害発生時緊急連絡網
6. 緊急避難所収容状況
7. 火災報知機の表示及びその取り扱い
8. 危機管理マニュアル
9. 災害避難経路
10. 火元責任者及び消火器・火災報知機・消火栓設置場所
11. 東南海・南海地震防災対策

大阪市立東淀中学校

☎電話 (6328) 5650

1. 大阪市立東淀中学校災害救助隊

防火責任者 (学校長) 高元 伊智郎

防火管理者 (教 頭) 山本 努

1. 防 火 管 理

〈総 則〉

(1) 目的

この計画は、東淀中学校での火災の予防と火災、地震、その他の災害が起きた時の、生徒及び教職員の人命の安全と、諸施設・設備の保全を図ることを目的とする。

〈防火管理機構〉

(2) 名称

大阪市立東淀中学校災害救助隊とする。

(3) 組織

隊長 (校長)、副隊長 (教頭)、庶務班長、避難班長、救護班長、警備班長及び各班に所属する若干の班員をもって組織する。(別表のとおり)

(4) 任務

- ・ 消防計画及び実践についての審議
- ・ 消防火設備の改善整備
- ・ 防火思想の教育と普及
- ・ 防火上の調査、研究、企画
- ・ その他、防火に関する諸対策

(5) 防火管理責任者 (別図のとおり)

1. 常時の火災予防について徹底を期すため、防火管理者をおき、その下に火元責任者をおく。
2. 消防用設備、避難設備その他火気使用施設について、適正管理と機能保持のため、点検検査をする。

〈火災予防〉

(6) 点検検査基準

火災予防の自主検査、消防火設備の点検基準は次による。

1. 自主検査

- ・ 防火上の設備
- ・ 整理清掃状況（屋内・屋外）
- ・ 焚き火・喫煙管理状況（屋内・屋外）
- ・ 火気使用施設
- ・ 電気設備
- ・ 危険物関係

2. 消防用設備点検

- ・ 消防の用に供するもの（消火器材・警報機・避難設備等）
- ・ 用水・水槽
- ・ 出入口・通路 等

（7）改善処置

前項に基づく改善を要する事項を発見した場合は、すみやかに防火管理者に報告する。

（8）臨時火気使用

校内の建物内外において、臨時に火気を使用する（焚き火・ストーブ・ガス・電熱器その他）場合は、火元責任者を経て、防火管理者の許を得る。

〈教育訓練〉

（9）防火教育・消防訓練

1. 教職員は防火に関して教育を受け、防火管理の完璧を期するよう努力するものとする。
2. 有事に際し被害を最小限度にとどめるため、消防訓練によって技術の練習を図るものとする。

〈消防機関との連絡〉

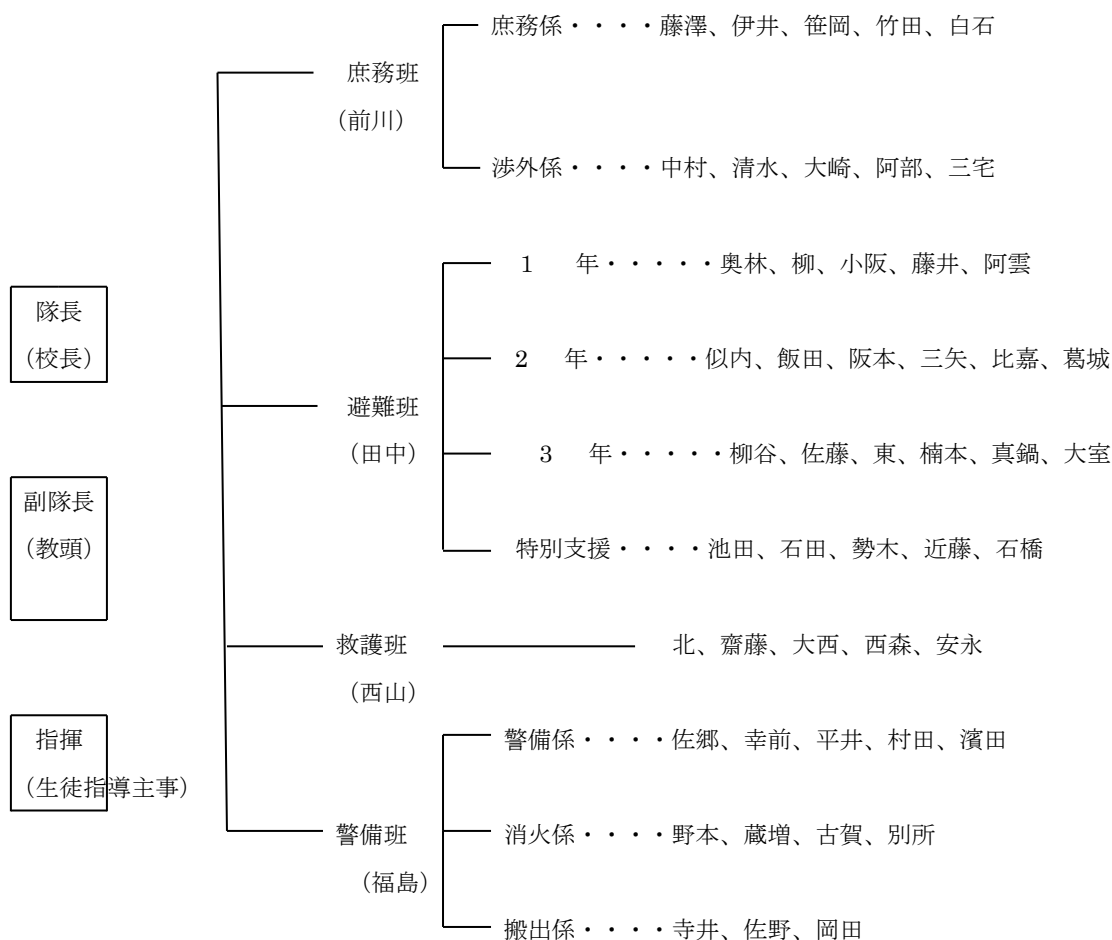
（10）連絡事項

防火管理者は常に消防機関と連絡を密にし、防火管理の適正を期すよう努力する。

- ・ 消防計画の提出
- ・ 査察の要請
- ・ 教育訓練指導の要請
- ・ その他防火管理についての必要事項

2. 編成及び業務の分掌

1) 災害救助隊編成表



2) 分掌内容

- ①隊長 災害救助隊の業務を統括し、隊員を指揮監督する。
- ②副隊長 隊長を補佐する。
- ③庶務班
 - ア. 非常災害の発生またはそのおそれのある場合、隊員の諮問機関となること。
 - イ. 関係官公署、諸団体、各班との連絡に関すること。
 - ウ. 計画の実施、伝達、記録に関すること。
 - エ. 他の班に属さない業務に関すること。
- ④避難班
 - ア. 生徒の避難、誘導並びに収容に関すること。
 - イ. 区民の収容所開設にともなう協力に関すること。
- ⑤救護班
 - ア. 生徒及び隊員の救護、治療に関すること。
 - イ. 生徒及び隊員の衛生に関すること。
 - ウ. 救護及び医薬品に関すること。
- ⑥警備班
 - ア. 災害の予防及び消火に関すること。
 - イ. 重要書類並びに物品の搬出と保安全管理に関すること。
 - ウ. 校舎内外の警備と施設・設備の安全管理に関すること。

3) 服務

- ①災害が教育活動中に発生した場合には、隊員は生徒誘導にあたり、生徒を避難班に引き渡した後、すみやかに所定の業務につく。
- ②休日以外の授業を行わざる日に、災害の発生またはそのおそれのあるときは、隊長の命により、隊員は勤務時間の範囲において、予め定められた割り当て順により登校し、所属の任務につく。

3. 災害救助実施計画

(1) 火災の場合の処置

①生徒不在中出火の場合

- ・ 現場に直行し状況を判断し、最寄りの消火器により初期消火につとめる。
- ・ 消防署へ電話連絡をする。(119番、6320-0119番)
- ・ 延焼防止に努める一方、非常持出しに当たる。
- ・ 学校長に連絡する。
- ・ 区災害救助隊長(区長)に連絡する。
- ・ 校門を開き、消防車の入校を便利にする。
- ・ 消防車が到着すれば、水道栓等の位置を指示する。
- ・ 消防署員に消火を任せ、非常持出し品の警戒に当たる。

②生徒在校中の出火の場合

- ・ 放送または適宜の方法で災害の発生を通報する。
- ・ 生徒の避難準備を命ずるとともに、消火係は初期消火にあたる。
- ・ 状況により、運動場または校外に避難させるとともに、適当な場所に非常持出し品の搬出を開始する。

(2) 地震の場合の処置

①生徒の保護

授業中、震度の大きい地震が起こった場合は、落下物による被害を防ぐため、一時机の下に待避させ、隊長よりの指令を待ち処置する。

- ②放送可能な場合は、隊長の指示により、副隊長または指揮者が放送で全校に処置を指示する。放送不可能な場合は、隊長は、副隊長他の職員に対応を指示し、各棟に分担して処置を指示させる。

③校舎の保全等

火災発生を防止することに努め、罹災者の救急にあたる。

(3) ガス漏れの場合の処置

- ①次に該当すると認めたときは、引込み管ガス遮断装置を操作し、緊急ガス遮断装置を作動させ、ガス本管を閉鎖する。

ア. 広い範囲にわたってガス臭があり、多量のガスが漏れていると判断したとき。

- イ. 爆発事故などが起き、ガス配管の破損が予測されるとき。
- ウ. 地震などの災害が起き緊急にガス遮断をしなければならないと判断したとき。
- エ. 防災関連機関から指示を受けたとき。

- ②隊長は、引込み管ガス遮断装置を操作し、緊急ガス遮断装置を作動させ、ガス本管を閉鎖したときは、直ちにガス会社に通報する。
- ③ガス設備器具の使用再開は、ガス会社が安全を確かめた後にガス会社の指示を待つ。

(4) 風水害の場合の処置

①準備措置

台風来襲の予報が出た時は、気象予報等に注意し、時期を失せず緊急措置を取り得るような態勢をとる。

②生徒に対する処置

- ・ 台風来襲の情勢により、臨時措置について予告する。
- ・ 始業後危険が予想される状況に至った時は、至急下校させる。ただし、保護者不在等の者は、学校において保護する。
- ・ 校内に生徒を保護した場合の家族との連絡方法につき、予め生徒各自に家人と充分打ち合わせをしておくよう指導しておく。

③校舎の保全

- ・ 戸締りを厳重にする。
- ・ 火気の管理を充分にする。
- ・ 危険箇所の補強工作をする。
- ・ 停電、断水等の事故にそなえ、ラジオ、照明器具等を準備し、飲料水の確保を図る。
- ・ 予想される危険の程度に応じ、必要な教職員を臨時に増員する。

人の安全対策（基本）	
経過	手順・措置
1. 災害発生	(誰もがあわてる) パニック防止
2. 動揺	「落ち着け」の指示 冷静さの維持
3. 行動開始	方向性の指示 避難経路の確認、確保
4. 避難	避難順位の指示 避難の流れを整える
5. 避難完了	人員・安全の確保

4. 教職員緊急連絡網

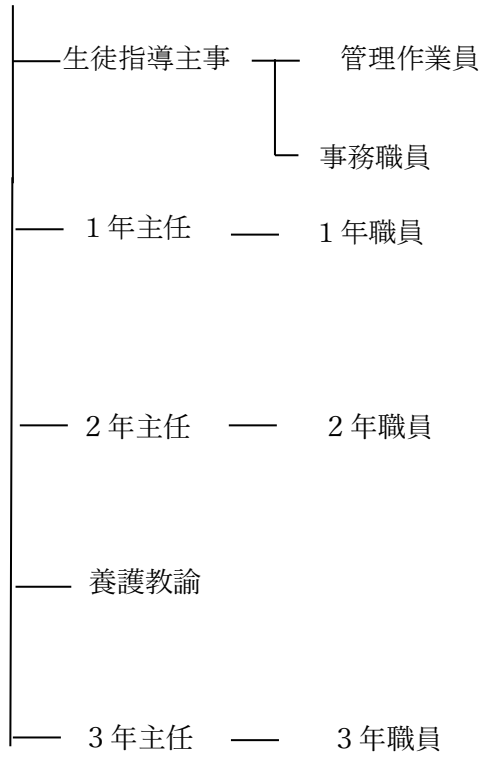
校長



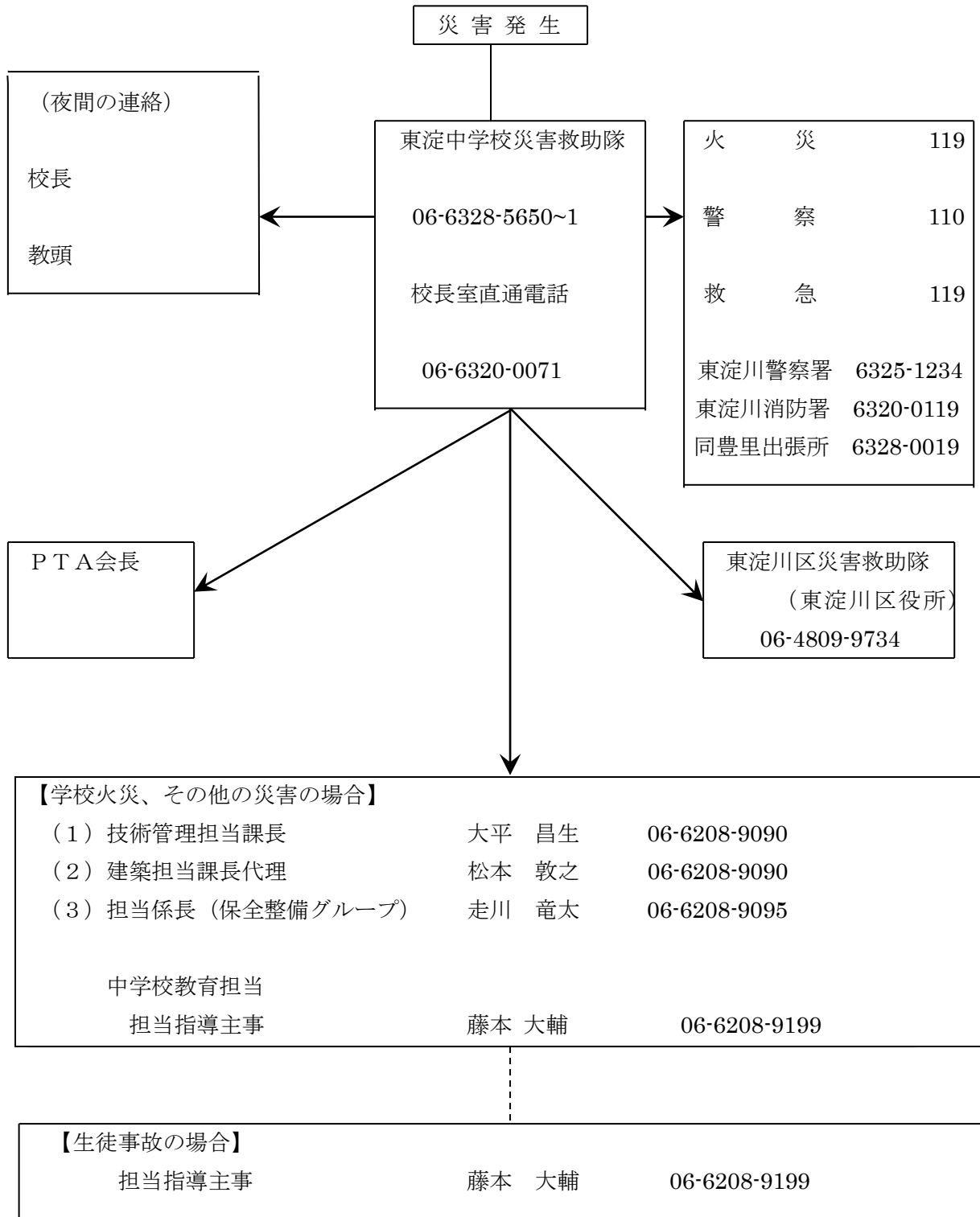
教頭

大阪市立東淀中学校
電話 (6328)5650

株国際警備保障
電話 (6375)5312



5. 災害発生時緊急連絡網



6. 緊急避難所収容状況

1. 収容避難所

(1) 教室・廊下

階	区分	教室数	一教室の平均面積 (単位：㎡)	教室の総面積 (単位：㎡)	廊下の総面積 (単位：㎡)
1階部分	鉄筋	0	63	0	458
2階部分	鉄筋	16	63	1,008	458
3階部分	鉄筋	11	63	693	458
		27②		1,701①	

教室・廊下 収容可能面積求積計算式

◎教室 $1,701\text{㎡}① \times 70\% = 1,190.7\text{㎡}③$

◎廊下 $10\text{㎡} \times 27② = 270\text{㎡}④$

(2) 講堂・体育館 収容可能面積

面積 (単位：㎡)	算出方法
769	$769\text{㎡} \times 80\% = 615.2\text{㎡} ⑤$

(3) 総収容可能人員計算式

$2,075.9\text{㎡} (③+④+⑤) \div 1.6 = 1,297\text{人}$

(4) 一時避難所

面積 (単位：㎡)	備 考
8,726	運動場6,850 テニスコート875 中庭1,001

2. 炊出能力 (一回の炊出食数は、1食分精米200gとします。)

釜数	一回の炊出食数 (単位：食)	炊出方法	備 考
8	56食	ガス	1.40釜×8台

3. 非常用備蓄物資置場

- ・武道場横プレハブ倉庫

7. 東淀中学校火災報知機表示盤について

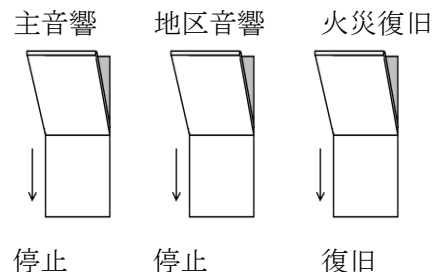
火災報知機の表示盤は、管理作業員室奥の部屋の右側に設置しています。

1. 火災により部屋の温度が上昇して、天井感知器が、自動的に反応した場合
警報が鳴り、表示盤は、[火災]と[その現場]の2ヶ所だけ点灯する。
対処 すぐに火災現場の状況を確認して、消防署へ連絡するとともに、マニュアルに従って行動する。
2. 火災を発見して、廊下の火災報知機のボタンを、誰かが押した場合
警報が鳴り、表示盤は、[火災]と[その現場]と[手動]の3ヶ所が点灯する。
対処 上記1と同じ。 [発信機]

火 災				
北館 (1)1階	北館 (1)2階	北館 (1)3階	北館 (1)階段	北館 (2)1階
北館 (2)2階	北館 (2)3階	北館 (2)エレベータ	東館 1階南	東館 1階北
東館 2階南	東館 2階北	東館 3階南	東館 3階北	東館 南階段
東館 北階段	西館 1階南	調理室	西館 2階南	被服室
西館 3階南	第1 音楽室	西館 南階段	西館 北階段	
	技術室			既設 代表

火災報知機				
電 話	発信機	火 災	消火栓始動	
北館 西側1階	北館 西側2階	北館 西側3階	本館 中央階段	本館 西側階段
体育館	体育館ステージ 及び袖	体育館 倉庫更衣室	体育館 階段	柔道室

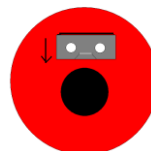
スイッチは上下して操作するが
最後は全て中央へ戻す。



もし、誤って火災報知機を押した場合も、2と同じく警報が鳴り、3ヶ所が点灯します。
その場合は、以下のように対処してください。

- ①管理作業員室で、警報を解除する。……「警報停止」と「復旧」スイッチを操作する。
↓
- ②現場の火災報知機へ行き、警報を解除する。(機種により、下記の3種類がある。)
↓
- ③国際警備保障㈱へ「今の警報は、誤りでした」と連絡する。TEL. (6375)5312

※上の小さい窓を開け
針金を下にする。



8. 危機管理マニュアル

●緊急事態対応●

【交通事故、生徒間暴力、不審者による殺傷事件等、生命に関わる事件・事故の発生時】

1. 現場対応

- ①負傷者の応急処置→身近にいる教職員、養護教諭
- ②救急車の要請 →管理職

2. 関係機関その他への連絡

- ①教育委員会への連絡→管理職 6208-9187 (中学校教育課)
- ②所轄警察署への連絡→生徒指導主事 (管理職)
6325-1234 (東淀川警察・少年課)
- ③関係学校への連絡 →生徒指導主事 (管理職)
- ④関係保護者への連絡→担任 (不在時 学年主任 他)

3. 緊急体制の確認

- ・校長 →全体の総括と指示
- ・教頭 →情報の収集・整理と管理、教育委員会との連絡
- ・生徒指導主事 (生指部長) →教職員間の連絡、警察署等関係機関との連絡
- ・養護教諭 (管理職) →校医、病院、保健所等の医療機関との連携
- ・担任、関係教諭 →関係生徒、保護者との連絡、対応

4. 特別緊急対応

- ①不審者の侵入時 (危害を加える恐れのあるとき)
 - ・校内放送 →教頭 (生徒指導主事) が放送を入れる。
(例) 不審者が武器を持って侵入しました。危険ですから教室からでないように。空きの先生は職員室まで。
 - ・警察への通報 →管理職、生徒指導主事
 - ・緊急避難 →タイミングをみて放送で指示 (運動場に集合)
- ②人命が失われたとき
 - ・校長 →緊急職員集会を召集。保護者集会の召集。
 - ・教頭 →情報の収集・整理。教育委員会への連絡。PTAとの連絡。
 - ・生徒指導主事 (生指部長) →教職員間の連絡、指示。警察署との連絡。

【日常的な心構え】

- ①学校における危機管理のねらいは、第1に子どもの生命の安全を守ることであり、学校と生徒・保護者・地域ひいては、社会全体との信頼関係の構築のための取り組みである。
- ②学校で日常的に発生する様々な事件、事故を教職員一人一人が自分自身の問題としてとらえ、学校総体の問題であるという意識をもって取り組むことが大切である。
- ③事件や事故が発生した時、組織として情報が集約され、教職員が共同して取り組めるよう、日頃から学校としての危機の予知、危機の回避、危機を最小限に食い止める対応の能力および体制を整えておくことが重要である。

【マスコミ対応】

- ①窓口は一本化、教頭で対応。
- ②報道関係者との対応（インタビュー）は、校長。

●保護者・地域・関係諸機関・諸団体との連携の充実●

1. 保護者との連携体制の充実

①情報交換の充実

保護者集会・PTA総会・各委員会等において情報を交換し、PTA実行委員会で安全確保の対策と具体的な方策を協議する。

②安全確保に向けた協力依頼。

学校行事（体育大会、文化発表会、保護者懇談会、保護者集会等）の際、PTA役員に協力を依頼する。

2. 地域・関係諸機関・諸団体との連携体制の充実

①地域との連携

子どもの生命と安全を守る地域活動や青少年健全育成連絡協議会において、校内での「危機管理マニュアル」等の取り組みを具体的に報告し、情報交換や活動内容を討議する。

②地域ネットワークづくりの推進

地域における生徒の安全確保（特に、登下校時の通学路）には、保護者・地域・関係諸機関等への協力依頼を積極的に行う。

③近隣校園との連携

日常からお互いに情報を発信しあい、連携体制の充実に努める。

3. 警察等の連携体制の充実

①補導連絡会との連携

補導連絡会において、綿密な情報交換を行い、より実効性のある連携を図る。

②所轄東淀川警察署との連携

校区内ならびに東淀川警察署に出向き、定期的に情報交換をする体制を充実し、日常的な連携に努める。

③緊急時の連絡体制の確立

緊急時連絡体制、連絡内容（校園名、事件、事故内容、要請内容等）を確認しておく。

4. 消防署との連絡体制の充実

①緊急時の連絡体制の確立

緊急時連絡体制、連絡内容（校園名、事件、事故内容、要請内容等）を確認しておく。

②救急救命法等の研修への講師等の派遣依頼

救急救命法等の研修を実施するための講師等の派遣を依頼する。

1 1. 大阪市立東淀中学校 東南海・南海地震防災対策

東南海・南海地震対策

1 目 的

この計画は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項、その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

2 組 織

東南海・南海地震が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織（以下「地震防災隊」という。）の編成及び任務は【別記】のとおりとする。

- ① 地震防災隊に、隊長及び副隊長を置く。
- ② 隊長のもとに情報収集連絡班及び避難誘導班を設置

3 訓 練

防火管理者等が行う防災訓練は次によること、なお、訓練は年1回以上行うものとし、必要に応じ自衛消防訓練と併せ総合的な訓練とする。また、消防機関又は、防災関係機関が行う訓練には積極的に参加するものとする。

- ① 情報収集・伝達に関する訓練
- ② 津波からの避難に関する訓練
- ③ その他前各号を統合した総合防災訓練

4 教 育

防火管理者等が職員等に対して行う教育は次により実施する。

- ① 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震及び津波に関する一般的な知識
- ③ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ④ 職員等が果たすべき役割
- ⑤ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑥ 今後、地震対策として取り組む必要のある課題

5 広 報

防火管理者等が職員等に対して事前に行う広報は次による。

- ① 地震が発生した場合に出火防止、職員同士が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- ② 正確な情報入手の方法
- ③ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ④ 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ⑤ 各地域における避難地及び避難路に関する知識

6 避難場所及び避難経路

津波警報が発令された場合における大阪市立東淀中学校の避難場所は、北館校舎3階とする。

災害時の役割分担表

役 割		活 動 内 容
職員等全員		<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用中の火を、ただちに止める ・ 机の下、柱の周りなどの安全な場所で、落ちてくるものから身を守る(周囲の幼児・児童・生徒・来校者にも注意喚起すること) ・ 出入口の近くにいるときは、ドアなどが閉まらないようにする
隊 長	校長 教頭 (防火管理者) 火元責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指揮、命令 ・ 避難開始時期、避難場所の決定
副隊長		<ul style="list-style-type: none"> ・ 隊長の補佐、隊長不在時の隊長代行
指揮班		<ul style="list-style-type: none"> ・ 隊長、副隊長の指揮補佐 ・ 各担当者への命令伝達 ・ 隊長など、指揮する者の場所を決めて、各担当者へ命令や報告させる場所をはっきりさせる
情報収集 通報連絡 情報伝達	発見者 火元責任者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校内放送して、パニックの発生を防止する ・ 携帯ラジオなどにより防災機関からの情報を集める ・ 周辺で火災が起きてないか、燃え移ってこないかなどを調べて、隊長に報告する
避難誘導	全 員	<ul style="list-style-type: none"> ・ メガホンや携帯拡声器を使い、落ち着いて行動するよう誘導する ・ 誘導の責任者は、トイレなど校舎内に人がいないか確認する ・ ドアを開く ・ 避難通路に倒れた物や落下物を取り除く ・ 火災が発生していない場合は、隊長の避難指示があるまで、柱の周りや、壁際など安全な場所で待つ ・ 特に自力で避難できない人を優先する
初期消火	火災発見者 職員等	<ul style="list-style-type: none"> ・ いつ火災が起きてもすぐ消火できるよう準備しておく
安全防護	火災発見者 火元責任者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドアを開く ・ 避難通路に倒れたものや落ちたものを取り除く ・ 火を使っている器具などの使用を停止、消火する ・ ロープなどで立ち入り禁止区域を設定する
応急救護	火元責任者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指揮本部の近くの安全な場所に応急救護所を設置する ・ 負傷者の応急手当 ・ 負傷者のケガの程度や年齢、住所など救急隊と連絡をとる

※ 役割ごとの各担当者の任務分担については、それぞれに指示し、役割ごとの担当者の人数が複数なのは、担当ごとの責任者を指名します。
(役割分担についてはP3に記載)